

花のまち並み推進事業助成金を活用される団体 様へ

「恵庭市花のまち並み推進事業助成要綱」の取扱いに係る Q&A

花のまち並みづくりに活用いただいている同助成金で、よくある助成対象経費に対する内容のお問い合わせの多い内容についてまとめましたので、参考にしてください。

●助成対象経費等について（第4条関係）

Q. どんな団体であれば申請することができるの？

A. 『学校』や『役員名簿や団体規約等が定められている団体』であれば申請することは可能です。但し、植栽や管理については団体の皆様に行なってもらうことが前提となります。

Q. 事業認定申請に必要な書類は？

A. 要綱改正により簡略化され、申請には『交付申請書』『団体の構成員名簿』『規約等の写し』『事業を行う場所（路線等）を示した図』のみ必要となりました。また、申請期間も事業実施年の5月末までとなりましたので、期日までにご提出ください。

Q. 花苗・緑化木等の購入の経費の中で、肥料や土などは購入できるの？

A. 基本的には、花苗や緑化木の用途で使用してください。しかし、その植栽に係る付帯的な原材料として土や肥料の購入経費は認めております。また、植栽ゴテ（ショベル）の費用も同様としますが、助成の本来の目的はあくまで苗の購入です。苗以外の資材等の総額で概ね1万円以内を目処としてください。

Q. プランター等の購入は、どの範囲まで購入が可能なの？

A. プランターの購入は、路線（道路）等を花で植栽することを想定しており、箱型のプランターの助成を基本としています。このため、パーゴラやアーチなどの直接植栽事業に関わりのない資材等については、対象としておりません。

Q. 助成を受ける内容は、途中で変更できるの？

A. 助成については、毎年予算の範囲での助成となりますので助成要綱の第7条の規定のとおり、助成を受ける年の5月末までに申請した内容に基づき審査がされるので、適切に取り進めるようお願いします。

助成要綱等に、ご不明な点がありましたらご相談ください。

【問合せ先】 恵庭市役所 花と緑・観光課（33-3131 内線2525）